

### 11・12月は市税の「特別滞納整理期間」です

市税は、私たちが安心して健康に暮らすための大切な財源です。市は、税負担の公平性および税収入の確保のため、11・12月を「特別滞納整理期間」として、徴収の強化に取り組みます。納期限の過ぎた市税がある場合は、速やかに納付してください。詳しくは、**本納税課(☎2390)**へ。



納が続く場合は、地方税法に基づき、財産(不動産・預貯金・給与・自動車・動産など)を調査し、差し押さえを行います。

一部の行政サービスが受けられなくなります

申請が受け付けられなくなるもの

- ▽競争入札参加資格の審査
- ▽小規模工事等希望者の登録など

助成が受けられなくなるもの

- ▽不妊治療費助成
- ▽人間ドック検診費助成
- ▽住宅用温暖化対策設備等導入補助金など

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険のサービスが制限されます

国民健康保険・後期高齢者医療保険の有効期間が短くなったり、医療費を一時的に全額負担しなければならなくなる

らなくなり、また、介護サービス利用料の自己負担割合が引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。※介護保険料は、2年以上さかのぼって納めることができますので、注意してください

滞納は放置せず必ず納税相談をしましょう

火災や盗難、病気や失業など、さまざまな事情により納期限内の納付が困難な場合は、滞納の放置はせず、必ず納税課に相談してください。

納付や納付相談を受け付けるため、夜間にも窓口を開設しています。また、納付忘れのないように口座振替もできますので、利用してください。

夜間窓口 毎週火曜日(祝日の場合は翌日)午後7時まで

申請場所 納税課、各行政センターまたは市内金融機関

### セミナー「はじめて知るLGBTQ」の参加者を募集

多様性を認め合い、誰もが生きづらさを抱えることなく、個性や能力を十分に発揮できる社会づくりに向け、性の多様性を理解するためのセミナーを開催します。詳しくは、**本DX・行政管理課(☎2396)**へ。とき 11月30日(木)午前10時～11時30分 ところ 中央公民館 内容 ▽LGBTQについて何だろう? ▽体験談 講師 間々田久落さん(一般社団法人ハレルワ代表理事)

### 多様な性を理解するためのリーフレット

市は、多様な性への理解の促進に取り組んでいます。その一つとして、性の多様性や当事者が直面する困り事、理解者になるための意識のあり方、相談窓口などを紹介するリーフレットを発行しています。



▲リーフレットはこちら

対象 市内在住・在勤の人 定員 30人(先着順) 申込方法 市ホームページ(ID110944)にある応募フォームまたは電話で申し込みください 申込期間 11月7日(火)～21日(火)

### 高額療養費制度の該当者は申請してください

令和4年8月1日(令和5年7月31日(計算期間)で、医療機関に支払った医療費の自己負担額が年間限度額を超えた場合は、超えた分が高額療養費として支給されます。対象者には、11月中旬以降に支給申請通知を発送しますので、内容を確認の上、申請してください。詳しくは、**本保険年金課(☎2461)**へ。

市国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者

支給対象者 次の①～③に全て当てはまる人

- ①70歳以上の人
- ②所得区分が「一般」の人(課税世帯で負担割合が1割または2割の人)
- ③計算期間の個人単位での外来受診の自己負担額が、14万4千円を超えた世帯の人

※所得区分が「一般」以外の人には年間限度額はありません

申請受付窓口 保険年金課または各行政センター 支給先 ▽市国民健康保険

申請してください

世帯主 ▽後期高齢者医療制度II被保険者

注意事項 次のいずれかに該当する人には、支給申請通知が届かない場合があります。対象になると思われる場合は、以前加入していた医療保険の自己負担額証明書を添付して申請してください

▽計算期間内に本市に転入した人

▽計算期間内にほかの医療保険に加入していた人

▽計算期間内に市国民健康保険から後期高齢者医療制度に切り替わった人

市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の保険加入者

加入している医療保険が窓口です。勤務先などに確認してください。申請に当たり、市が交付する「自己負担額証明書」が必要な場合は、振込先の方からもの(通帳など)を持参し、保険年金課または各行政センターへお越しください。

### 優良建設工事・施工業者を表彰しました

令和5年度優良建設工事等表彰式を10月18日に行いました。これは、市が発注し、前年度に完成した工事の中から、施工管理や技術等が特に優れている業者などを表彰するものです。今年度は、10件の工事を対象に審査を行い、優良建設工事8件と主任技術者・監理技術者7人を表彰しました。また、優良建設工事表彰を3年連続で受賞した業者に優良施工業者表彰を行いました。

①優良建設工事表彰

技術者表彰(工事名) ①II施工業者代表者/②II主任技術者・監理技術者(敬称略)

▽公共下水道公共汚水処理管布設工事第4区工事/井口建設(株)・井口昭宏/林隆志

▽渋川市立伊香保小学校コナテナ室改修工事および花美日向青少年ひろばトイレ整備工事(株)今井工務店・今井健太郎/今井健太郎

▽沼尾川取水堰耐震補強工事/ホクブ(株)須田誠一/横坂利久

表彰しました

▽市道木の間藤田線道路改良工事(ゼロ市債)/株石関工務店・石関和仁/上田元夫

▽公共下水道特環汚水処理管布設工事第6区工事/株阿藤工務店・川上茂子/北爪義男

▽渋川市立渋川西小学校トイレ改修工事(建築主体工事)/株津久井工務店・津久井厚/宮崎晃

▽金井登沢浄水場改修工事(第一期水道施設)/井口建設(株)・井口昭宏/真秀崇

優良施工業者表彰(業者名・代表者)(敬称略) 株石関工務店・石関和仁

詳しくは、**本契約管理課(☎2369)**へ。

### 「Kirariしぶかわ」の読者を募集します

「Kirariしぶかわ」(年1回発行)は、本市の魅力を紹介する冊子です。県外在住の本市出身者で、送付を希望する人に無料で郵送しています。

第5号(テーマ:市内のパワースポット)の発行に伴い、新規読者を募集します。本市出身者で県外に住む親せきや友人などへ送付を希望する人は、ぜひ、申し込んでください。

申込方法 送付先(新規読者)の氏名・住所・郵便番号・出身地区名および、紹介者(申込者)の氏名・住所を、電話(☎2182)またはファクス(☎6541)で政策戦略課へ

その他 前号が送付されている人は、申し込み不要です(住所などに変更がある場合は連絡してください)

問合せ先 本政策戦略課(☎2182)



優良建設工事表彰(代表者)

## 副市長に伊勢氏が就任しました

10月4日に市議会の同意を受け、伊勢久美子氏が10月5日付けで、本市の副市長に就任しました。

伊勢氏は、平成5年から本市の職員として勤務し、秘書課長や総合戦略部長・政策統括監を歴任しました。

**任期** 令和5年10月5日～令和9年10月4日

詳しくは、**本秘書室(☎222110)**へ。



### 〈伊勢氏のコメント〉

このたび、副市長に就任をさせていただきました。少子高齢化や人口減少、財政健全化など、地方行政を

取り巻く状況は大変厳しいものがあります。

そのような中であって、渋川市の将来にしっかりと責任を果たせるよう、一日一日を大切に、市民の皆さまのため、全力で与えられた職責を果たしてまいりたいと思えます。

さまざまな場面でお世話になります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 11月16日(木)から周休竹溪顕彰展を開催します

渋川郷学の学統の一人として位置付けられ、旧持柏木村出身の僧侶で、漢詩人でもある「周休竹溪」の関連資料を展示する顕彰展を開催します。

詳しくは、**生涯学習課(☎22500)**へ。

### 〈本庁舎会場〉

とき 11月16日(木)～22日(水)  
午前8時30分～午後5時15分(市役所閉庁日は除く)

ところ 1階市民ホール  
**〈第二庁舎会場〉**

とき 11月27日(月)～12月1日(金)午前8時30分～午後5時15分  
ところ 2階あじさいサロン

その他 11月15日(水)午後2時から、本庁舎市民ホールにて、オープニングセレモニーを行います



▲市ホームページはこちら

## 令和5年秋季全国火災予防運動 『いのちを守る10のポイント』

令和5年秋季全国火災予防運動が、11月9日(木)から15日(水)までの7日間、実施されます。

市内では、今年の1月から8月末までの間に29件の火災が発生しており、うち9件は建物火災でした。

これからの季節は、家庭で火を取り扱う機会が増え、空気も乾燥し、火災が起こりやすくなります。火災を起さないよう一人一人が火の取り扱いに十分注意しましょう。

詳しくは、**本危機管理室(☎22130)**へ。

**令和5年度全国統一防火標語『火を消して 不安を消して つなぐ未来』**

### 住宅防火 いのちを守る10のポイント

#### 〈4つの習慣〉

- ▽寝たばこは、絶対にしない、させない
- ▽ストーブの周りに燃えやすいものを置かない

- ▽こんろを使うときは火のそばを離れない
- ▽コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く
- 〈6つの対策〉
- ▽火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置付きの機器を使用する
- ▽火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的点検し、10年を目安に交換する
- ▽火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する
- ▽火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ▽お年寄りや体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ▽防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

